

自己預金担保ローン（分割払型）

(2023年6月1日現在)

1. 貸出期間	・ 1～35年
2. 貸出金額	(1) 最低貸出金額および単位 1万円以上 1万円単位 (2) 貸出限度額 担保預金金額
3. 金利変動の有無	(1) 基準金利 本商品の基準金利とは、労働金庫が定める預入期間1年の自由金利型定期預金（大口定期）金利に年利0.5%を加えた金利をいいます。 (2) 新規貸出時の基準金利 次の①～③に定める日現在のものとなります。 ①4月1日から9月30日までの間に借主が借り入れた場合には、直前の3月1日（休日の場合には、翌営業日）。 ②10月1日から3月31日までの間に借主が借り入れた場合には、直前の9月1日（休日の場合には、翌営業日）。 ③前①・②にかかわらず、3月1日から8月31日までの間または9月1日から2月末日までの間に、3月1日または9月1日現在の標準金利を基準として標準金利の引き上げ幅または引き下げ幅が労働金庫の所定の水準（2012年3月1日現在0.5%）以上となり、その後1ヵ月以上を経過した場合には、引き下げ幅または引き下げ幅が金庫所定の水準以上となった日。 (3) 金利見直し（変動金利） ① 借入利率は、毎年4月1日および10月1日（以下、「見直し基準日」といいます。）に見直すものとしします。 ② 見直し後の借入利率は、見直し前の借入利率に今回見直し基準日現在の基準利率と前回見直し基準日現在の基準利率との差を加減した利率としします。 ただし、最初の借入利率の見直しの場合には、見直し前の借入利率に見直し基準日現在の基準利率と借入時の基準利率との差を加減した利率としします。 ③見直しされた借入利率の適用開始日は、4月1日見直し基準日の場合は同年7月の約定返済日の翌日、10月1日見直し基準日の場合は、翌年1月の約定返済日の翌日からとしします。
4. 借入期間中の異なる金利適用の有無	・ 該当なし
5. 借入資格	・ 間接構成員、個人会員、夢咲Clubへの入会ができる方および員外で、自己または2親等以内の親族の預金（当金庫の定期預金）を担保とする方。
6. 資金用途	・ 健全な用途であれば自由
7. 担保	・ 当金庫の定期預金・財形預金・エース預金
8. 返済の方式と頻度	・ 「元利均等毎月払い」または「元利均等毎月払いと元利均等ボーナス払い併用」があり、何れかを選択していただきます。 （元利均等払いとは、融資金を毎月またはボーナス返済月の各返済日に一定の返済額〔元金＋利息〕で返済する方式です。）
9. 返済試算額の入手方法	・ 店頭でお申し出があれば試算いたします。
10. 返済額変更の基準と頻度（金利変動とは異なる）	(1) 毎回の元利金返済額は借入利率の変更にかかわらず、10月1日の見直し基準日を5回経過するごとに見直すものとし、翌年2月の約定返済日より新元利金返済額に変更されるものとしします。（以下、この見直し方式を「5年ごとの返済額の見直し」といいます。） (2) 5年ごとの返済額の見直しは、借入利率、残存元金、未払利息、最終返済日までの期間に基づいて、新しい元利金返済額を算出するものとしします。ただし、新元利金返済額は、見直し前の元利金返済額の1.25倍を限度とし、算出した元利金返済額が見直し前の元利金返済額より少ない場合は、元利金返済額を変更せず返済回数を繰り上げるものとしします。 (3) 借入利率変更に伴い最終返済日に未払利息および元金の一部が残存する場合には、最終返済日に一括して支払うものとしします。
11. 保証料	不 要

12. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利については窓口でお問い合わせください。
13. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 電話番号 0120-480-975 受付時間 平日 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.niigata-rokin.or.jp
14. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接「仲裁センター」へ申し出ることも可能です。 （【仲裁センター】は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。） 【窓口：全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、 第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、 第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 ※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合せいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.niigata-rokin.or.jp